

「令和8年1月21日からの大雪」にかかる共済契約上の特別取扱いについて

2026年2月10日
JA共済連青森

このたびの「令和8年1月21日からの大雪」により、被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申しあげます。

さて、JA共済では、「令和8年1月21日からの大雪」により災害救助法が適用された地域にお住いの契約者様に対して、共済掛金の払込猶予期間延長等の特別取扱いを実施しております。

つきましては、下記のとおり実施内容をお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、ご契約者様のお取引のあるJAまたはJA共済連青森までお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 長期共済

共済掛金払込猶予期間の延長

(2) 短期共済

共済掛金払込猶予期間の延長

継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予

2. 適用基準日

令和8年1月29日

※ 適用基準日は、当災害により最初に災害救助法を適用された日（令和8年1月29日）とするため、令和8年1月30日以降に災害救助法が適用された市町村についても上記適用基準日とする。

3. 災害救助法適用市町村

(1) 令和8年1月29日に災害救助法適用市町村

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、
今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、板柳町、鶴田町、野辺地町

(2) 令和8年1月30日に災害救助法適用市町村

深浦町

(3) 令和8年2月2日に災害救助法適用市町村

西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、中泊町、六ヶ所村

4. その他

詳細につきましては、ご契約者のお取引のあるJAまたはJA共済連青森までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

以上